

令和2年度6月定例会・原案可決・全会一致

議案第4号

東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した処理水の海洋放出に反対する意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和2年6月29日

提出者

郡山市議会環境経済常任委員会委員長 栗原 晃

東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した処理水の海洋放出に反対する意見書

東京電力福島第一原子力発電所敷地内で、増え続けるトリチウムを含む汚染水の処分方法などを議論する「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」が2016年11月に設置され、17回にわたる議論を経て本年2月、報告書を取りまとめた。

報告書によると、「処理水の処分方法は地層注入・水素放出・地下埋設・水蒸気放出・海洋放出の5つの処分方法が検討された。このうち水蒸気放出及び海洋放出が現実的とし、中でも海洋放出が確実に実施できると考えられる。」とされており、報告をうけた国においては、本年7月にも処分方法を決定したいとしている。

福島県は現在、9年前の東日本大震災と、大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故による被害からの復興に、県民上げて取り組んでいる途上にあり、加えて新型コロナウイルス感染症は、あらゆる職業に影響を及ぼし、3重の苦しみを克服しようと懸命に努力している。

このような中、今回の報告書にあるような処理水の海洋放出が実施されたとき、国内外の風評被害を招き、4重の苦しみを背負わされることになる。

このために県内の多くの市町村や議会、農林漁業関係者が反対の意向を示し、全国漁業協同組合連合会は本年6月23日の通常総会で、我が国漁業の将来にとって壊滅的な影響を与えかねない重大な問題として「福島第一原子力発電所事故に伴う汚染水の海洋放出に断固反対する決議」を採択した。

現在、敷地内に保管されているタンク内の処理水の約7割には、トリチウム以外の放射性物質が環境中へ放出する際の基準を超えて含まれていることは、報告書の中にも記載されている。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

処理水の処分にあたっては、風評被害対策の拡充・強化、情報の公開、丁寧な意見聴取と合意を重ねることであり、それまでは処理水の海洋放出はしないことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年6月29日

郡山市議会